



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令(九八)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令(九九)

〔省令〕

- 地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令(総務三七)
- 特別交付税に関する省令(同三八)
- 中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令(経済産業一九)

〔告示〕

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について(内閣一)
- 雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を定める件(内閣府二〇)

- 在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件(総務一五二)

- 輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件(同九一)

- 海上におけるチャーフ及びフレア発射試験を実施する件(防衛七六〇八一)

- 道路に関する件(東海道整備局二二三、二二四)

- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(同二二五)

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(同一五三)

- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件(同九二)

- 輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件の一部を改正する件(同九三)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(同四五)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件(近畿地方整備局一四三、一四四)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件(同四五)

- 輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定めた件(北海道開発局四七)

- 都市公園の供用を開始する件(同四九)

- 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同四九)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件(同四五)

- 輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定めた件(北海道開発局四七)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件(同四五)

- 輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する絏済産業大臣が告示で定めた件(北海道開発局四七)

- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件(同四五)

〔人事異動〕
〔国会事項〕

内閣 内閣府 警察庁 法務省

三

〔公告〕

諸事項

三

官厅

公認会計士懲戒処分、財團関係
(以下次のページへ続く)

三

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

- 輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつてないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一

- 行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定めた件(環境四五)

共済契約者の取引の相手たる事業者から
売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受け
た弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法

令で定める手続は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

第十一条の二 法第11条第1項第3号
(共済金を貸し付ける事態)

年通産業省令第六号)の一部を改する。

改正する省令

平成二十三年四月八日

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

○經濟産業省令第十九号
中小企業倒産防止共済法（昭和五十一年法律第八十四号）第二条第一項第三号の規定に基づき、

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年

要の被災地等域に於ける被災者に対する救援金等の経費を算定する方法は、(1)特別交付税額の算定方法と(2)災害による被災地の税額の算定方法とに大別される。前者は、(1)被災地の年間の税額を算出し、(2)その額から被災地の被災率を乗じて算出する方法である。

第五条第一項第一号イの表第八号を次のように
する算定方法に準じて算定したと
あること

十九　被災地の応援等による当該年度における災害による特別交付税の算定の基準

二、被災地域の応援等に要する
じて得た額

E 被災地から転入した貢
査した数
F 災害に係る派遣職員に
ては、

D 市町村が受け入れた被
害者数（人日）として総務ア

C 被災地の応急措置等

告
示

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十四号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

「四、入港禁止の期間」中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。
○内閣府告示第二十号

平成二十三年四月八日
内閣総理大臣 菅直人

告示
告示
告示第六百七十二号の一部を次のように改正する。
別表第一浄水器(飲用に供する水を得るための

ものに限る。以下同じ)の品質に關し表示すべき事項の項第四号中「最小動水圧」の下に「(供給された水を貯留して過するものを除く)」を加え、第七号を第八号に、第六号を第七号に改め、第五号の次に次の二号を加える。

六 回收率(ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。)

別表第一第三十号(二)中「その流量を表す数

値の」を「表示したる過流量に対して」に改め、同号(四)本文中「(回分式のものを除く。)」を「(供給された水を貯留して使用するものを除く。)」に、「その動水圧を表す数値のマイナス十パーセント」を表示した最小動水圧に対してもプラス十パーセント」に改め、同号(四)イ及びロを次のように改める。

小動水圧の測定は、日本工業規格G 3310-1(家庭用浄水器試験方法)の六・二に定める最小動水圧試験の測定方法による。とし、使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。

口回分式のもの(供給された水を貯留して使用するものを除く)にあつては、別表第一の規定に基づいて表示する過流量を得ることができる最小の動水圧とすること。

別表第一第三十号(五)「その過能力を表す数値のマイナス十パーセントとする」を「表示したこと」と改め、同号(五)備考1中「六・二・三」を「六・四・三」に、備考2ハ中「六・三」を「六・五」に改め、同号(七)に次のように加える。

ト る材の種類が逆浸透膜のものについて
は、排出される捨て水がある旨。

別表第一第三十号(九)を(十)とし、同号(八)から(五)までを同号(七)から(九)までとし、同号(五)の次に次のように加える。

(六) 回収率の表示に際しては、日本工業規格S三二〇一(家庭用浄水器試験方法)の六・三に定める回収率試験の測定方法

○総務省告示第百五十二号
公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年四月二十四日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十三年四月八日

次に掲げるものの以外の在外公館の長

在インド日本国大使、在シンガポール日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在中華人民共和国日本国大使、在ベトナム日本国大使、在マレーシア日本国大使、在オーストラリア日本国大使、在パラオ日本国大使、在マニラ日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在エクアドル日本国大使、在コスタリカ日本国大使、在パナマ日本国大使、在パラグアイ日本国大使、在ボリビア日本国大使、在メキシコ日本国大使、在イタリア日本国大使、在ウズベキスタン日本国大使、在オーストリア日本国大使、在オランダ日本国大使、在イスラ日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在セルビア日本国大使、在チエコ日本国大使、在デンマーク日本国大使、在ドン・マニラ日本国大使、在フランス日本国大使、在ブルガリア日本国大使、在ベルギー日本国大使、在ポーランド日本国大使、在ルクセンブルク日本国大使、在カタール日本国大使、在ウガンダ日本国大使、在ケニア日本国大使、在マラウイ日本国大使、在南アフリカ共和国日本国大使、在ジャカルタ日本国大使、在チャイニーズ日本国大使、在広州日本国総領事、在上海日本国総領事、在香港日本国総領事、在マニラ日本国総領事、在ベトナム日本国大使、在マレーシア日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アートランタ日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在アンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ピューストン日本国総領事、在ボストン日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、在ロサンゼルス日本国総領事、在カルガリー日本国総領事、在トロント日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在モントリオール日本国総領事、在アルゼンチン日本国大使、在エクアドル日本国大使、在コスタリカ日本国大使、在パナマ日本国大使、在パラグアイ日本国大使、在クリチバ日本国大使、在サンパウロ日本国大使、在ボリビア日本国大使

○総務省告示第百五十三号
公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年四月二十四日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外投票を行なうことができる期日を次のように定める。

平成二十三年四月八日

総務大臣 片山 善博

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号に規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在 外 公 館 の 長	期 日
在インド日本国大使	
在シンガポール日本国大使	
在大韓民国日本国大使	
在中華人民共和国日本国大使	
在広州日本国総領事	
在上海日本国総領事	
在香港日本国総領事	
在マニラ日本国総領事	
在ベトナム日本国大使	
在マレーシア日本国大使	
在アメリカ合衆国日本国大使	
在アートランタ日本国総領事	
在サンフランシスコ日本国総領事	
在シアトル日本国総領事	
在シカゴ日本国総領事	
在デトロイト日本国総領事	
在アンバー日本国総領事	
在ナッシュビル日本国総領事	
在ニューヨーク日本国総領事	
在ピューストン日本国総領事	
在ボストン日本国総領事	
在マイアミ日本国総領事	
在ロサンゼルス日本国総領事	
在カルガリー日本国総領事	
在トロント日本国総領事	
在バンクーバー日本国総領事	
在モントリオール日本国総領事	
在アルゼンチン日本国大使	
在エクアドル日本国大使	
在コスタリカ日本国大使	
在パナマ日本国大使	
在パラグアイ日本国大使	
在クリチバ日本国大使	
在サンパウロ日本国大使	
在ボリビア日本国大使	